

営業の経過及び成果等

経営の環境

当中間期の国内経済は、米国経済の景気後退懸念や金融市場の変動、原油価格高騰等の影響等により、弱含みの動きとなりました。また、米国の金融不安の拡大が、世界的な金融市場の変動に繋がり、国内金融市場への影響も強くなるなど、さらなる景気の下振れリスクに留意する必要が出てきました。

当行が営業基盤とする千葉県経済につきましても、企業倒産件数の増加、鉱工業生産指数の低下、また有効求人倍率の悪化等、景気動向は弱含みの状況と言えます。

当行の概況

当行は、平成19年度から平成20年度の2カ年において、「新ちば興銀の創造」に向けた経営課題として「さらなる成長への挑戦…収益力強化」「強固な経営基盤の構築」「地域経済・地域社会発展への貢献」の3項目を掲げて、全店を挙げて成長と変革へチャレンジしております。平成20年度下期は、当行にとってこのチャレンジの仕上げとなる重要な期間です。経済環境は厳しさを増しておりますが、全行員・スタッフが一丸となってこのチャレンジを達成し、さらなるお客さまへのサービス向上に努めてまいります。

経営体質・財務体質の強化

法人取引・個人取引において、収益増強の柱となる重要戦略施策を積極的に展開するとともに、営業戦力の増強とお客さまとのリレーション強化により、顧客基盤の拡大、収益力の増強に努めてまいりました。

法人取引増強

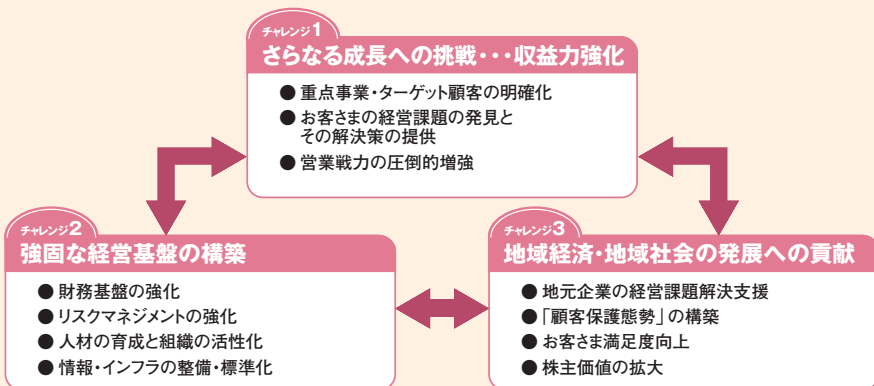
中小企業貸出増強による資金収益の確保は、当行の収益の根幹をなすものであり、永続的・安定的な収益確保のために、お取引先への接点増強とリレーション強化に取組むほか、平成20年7月には東京支店に地区法人営業部を設置する等、新規収益機会の獲得に重点を置いた渉外活動を展開してまいりました。その結果、中小企業向け貸出については、平成20年3月末比87億円増加し、前年を上回るお取引をいただいております。

今後も千葉県内の地域特性に応じた効率的な人員配置や渉外担当行員の営業力強化等に向けた取組みにより、お取引先へのきめ細かいニーズ対応に努めてまいります。

個人取引増強

お客さまの様々なローンニーズに的確にお応えするため、ローン商品の機能アップを図り、お客さまの利便性向上に努めてまいりました。お客さまの長期固定金利ニーズに対しても住宅金融支援機構提携商品「フラット35プラス(保証型)」を中心として積極的にお応えしております。また、各営業店での住宅ローン相談会の運営により、お客さまの借換えニーズに対しても積極的にお応えしてまいりました。

成長と変革への挑戦による「新ちば興銀」の創造



団塊世代の方を中心とした資産運用ニーズにお応えするため、退職金を対象とした特別金利定期預金「ハッピーステージ」のお取扱いを開始したほか、シニア層向けに「すぐ使える税金の知識セミナー」を県内各地で開催しご好評をいただきました。

一方、当行とのお取引内容に応じてATM・貸金庫の手数料や預金・ローンの金利を優遇させていただいております「コスモスクラブ」の内容拡充を図るとともに、イオン銀行やJR東日本とのATM相互提携等、取引チャネルの利便性向上により、お客さまに当行を一層幅広くご利用していただけるよう努めております。

また、平成20年8月には、個人のお客さまにさらに安心してご利用いただけるように、インターネットバンキングサービスの本人認証のセキュリティ強化を目的とした携帯電話のアプリケーションを利用したワンタイムパスワードサービスを導入しております。

営業店設備等の充実

平成20年7月には、稲毛支店のリニューアルを行い資産運用等、ゆっくりとご相談いただける相談コーナーを設置したほか、窓口にも個人情報保護を考慮して仕切りを設けるなど細かな心配りのある店内となっております。このほか、11月には、お体のご不自由なお客さまやご高齢のお客さまの利便性向上を目指し、杖の置き場として便利に利用いただける「杖ホルダー」のATMコーナーや店頭カウンター等への設置を開始しました。今後、設置箇所を拡大してまいります。平成21年1月には建物の老朽化に伴い、東京支店を移転いたしました。移転先は日本橋堀留町交差点前に位置し、交通至便な場所となっております。移転を契機に千葉県に繋がる東京東部地域の肥沃なマーケットをテリトリーとして地区法人営業部を設置し、県内企業と首都圏企業とのパイプ役を担うとともに、東京地区における法人取引拠点として役割を強化してまいります。これからも、お客さまに便利にご利用いただけるよう営業店設備等の充実に積極的に取り組んでまいります。

地域CSRの取組み

当行は、昭和50年以来「小さな親切運動」千葉県本部事務局を務め、千葉県内の「小さな親切運動」の推進に尽力してまいりました。県内の支部数は18支部、会員数は8,291名（平成20年10月末現在）の大きな組織となり、これまで千葉県内で「小さな親切運動」実行章を受賞した方は約29万7千人

（全国第2位）にのぼり、全国でも有数の県本部となっております。今後も、地域金融機関としてこれまで以上に地域に対する社会的責任を果たすべく、具体的な取組みを積極的に展開してまいります。

また、当行は、千葉県が推進する次世代育成支援事業のひとつである「“社員いきいき!元気な会社”宣言企業」事業を応援しております。宣言企業の社員の皆さまを対象とした優遇金利を適用する各種個人ローンを中心に、ライフサイクルにおけるイベントの充実をバックアップしております。

6月には、宣言企業の社員とその家族の皆さまを千葉マリンスタジアムで開催しました千葉ロッテマリーンズの試合観戦にご招待し、代表のお子さまに始球式を行っていただき、参加者からは大変好評を得ました。

なお「“社員いきいき!元気な会社”宣言企業」として“宣言”した企業は、平成20年9月末現在244社（千葉県公表ベース）となっております。

夏休みには、千葉県内在住の小学校5・6年生20名とその保護者の方20名、さらに本年はインターシップの学生20名も加えて「サマーキッズスクール2008」を、昨年に引き続き千葉マリンスタジアムで開催しました。子ども向け金融教育の分野で著名な先生から“お金”についてその仕組みと役割を学び、その後、同スタジアム内で“働く”“稼ぐ”という貴重な体験を学生とともにを行い、参加した保護者の方からは「子どもだけでなく、大人も勉強になる」と大変好評を得ました。

次世代育成支援は当行の独自性を生かした地域CSRの取組みであり、今後も積極的な施策展開してまいります。

平成20年度
中間期の概況経営・内部
管理体制等中間財務
諸表等

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・
株主の状況

中間連結決算

自己資本の
充実の状況等
について

経営改善支援の取組み等

経営改善支援の強化

原材料・商品仕入単価の上昇及び市況悪化による建設・不動産関連の倒産増加等、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増してきております。そのような中で当行は、お取引先企業への経営改善支援を地域金融機関として恒久的に取組むべき重点施策と認識し、経営改善計画策定支援及び経営改善に向けた助言指導、資金繰りの安定化支援等に積極的に取組んでおります。平成20年度上期は経営改善支援が必要なお取引先企業284先を「経営改善支援先」として選定し経営改善に取り組んだ結果、20先の債務者区分がランクアップしております。また、お取引先企業のニーズに適切にお応え出来るよう、外部専門家（公認会計士・中小企業診断士・経営コンサルタント会社等）の活用を積極的に行っております。

組織再編・事業再構築等の抜本的な事業再生支援が必要なお取引先企業に対しては、中小企業再生支援協議会と連携した再生計画策定支援を実施しております。平成20年度上期は中小企業再生支援協議会支援決定先2先の事業再生を実現しております。

平成20年度下期においても、「地域密着型金融の恒久的な取組み」を推進し、「お取引先企業の経営課題解決に向けたサポート支援」の強化を図るべく、経営改善支援・事業再生支援に積極的に取り組んでまいります。

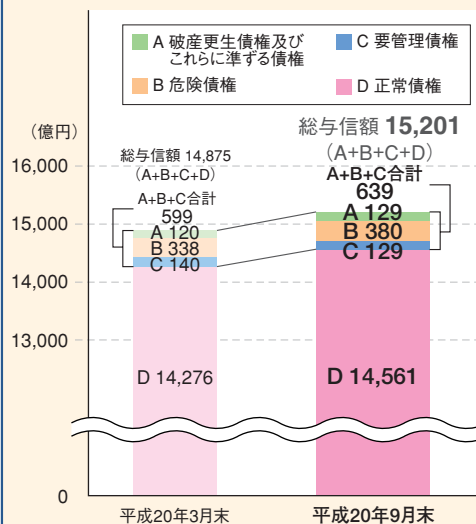
金融再生法における開示債権額

経営改善支援の強化による正常債権等へのランクアップに加え、不良債権の回収強化に努めてまいりましたが、原材料費高騰及び市況悪化を要因としたお取引先企業の業績悪化等により、正常債権を除いた金融再生法における「開示債権」の当中間期末残高は639億円となり、平成20年3月末比39億円の増加となりました。また、総与信額に占める割合（開示債権比率）は4.20%となり、平成20年3月末比0.17ポイント上昇いたしました。なお、カバー率(*)は、79.61%となっております。

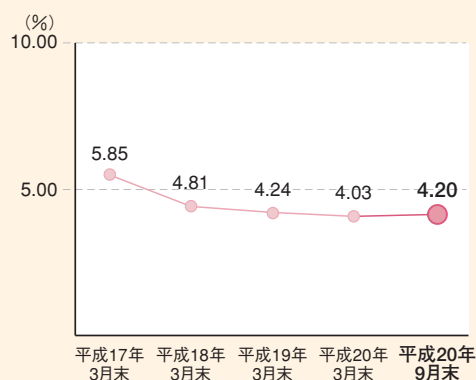
今後につきましては回収と経営改善支援のさらなる強化により不良債権の削減を進め、開示債権の圧縮に努めてまいります。

*カバー率＝(担保・保証等回収可能額＋貸倒引当金)÷「開示債権」(正常債権を除く)×100

金融再生法に基づく開示債権額比較



金融再生法に基づく開示債権比率



格付け

当行は、中立的な第三者による評価を取得し公表することで、投資家の皆さまやお取引先の皆さまに財務内容の健全性や収益性などについてご理解いただくため、平成18年10月に株式会社日本格付研究所（JCR）から長期優先債務（※）格付けを取得し公表いたしました。平成20年11月には見直しが行われ、以下のとおりとなっております。

<格付け>「BBB（トリプルBフラット）【据え置き】

<格付け見直し>「ポジティブ」【据え置き】

（格付けの公表：平成20年11月17日）

※長期優先債務：格付対象会社の債務全体を包括的に捉え、その債務履行能力を評価したものです。

利益分配に関する基本方針

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を確保するため内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当に努めていくことを基本方針としております。

＜優先株式の配当＞

当中間期の優先株式の配当につきましては、5月14日に公表のとおり、本年度末に一括配当とさせていただきます予定であります。

＜普通株式の配当＞

当中間期の普通株式の配当につきましては、見送らせていただくことといたしました。

業 績

預金・預り資産

当中間期末の預金残高は、平成20年3月末比108億円増加し1兆9,292億円となりました。個人預金については、「マリーンズ応援定期」や退職金をお預入れの対象とした特別金利定期預金「ハッピーステージ」が、ご好評をいただいたことも寄与し、平成20年3月末比94億円の増加となっております。また、投資信託等の預り資産残高については、平成20年3月末比17億円増加し1,711億円となりました。

貸出金

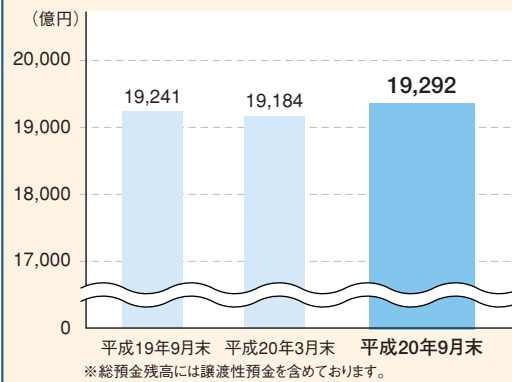
当中間期末の貸出金残高は、既存貸出先への資金ニーズ対応、新規貸出先増強等に努めた結果、平成20年3月末比328億円増加し1兆4,680億円となりました。中小企業向け貸出については、新商品の開発や行内キャンペーンを実施する等、全店を挙げて積極的な営業活動を展開した結果、平成20年3月末比87億円増加し7,990億円となりました。

また、住宅ローンについては、販売体制強化による顧客層の拡大に努めたほか、相談会開催等によりお客さまの借換えニーズへの積極的な取組みを図ったことにより、住宅ローン残高は4,394億円と平成20年3月末比53億円の増加になりました。

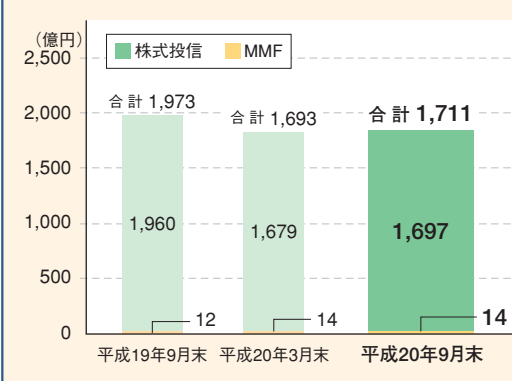
有価証券

中期債を中心に残高を積上げた結果、当中間期末の有価証券残高は平成20年3月末比109億円増加し、4,696億円となりました。

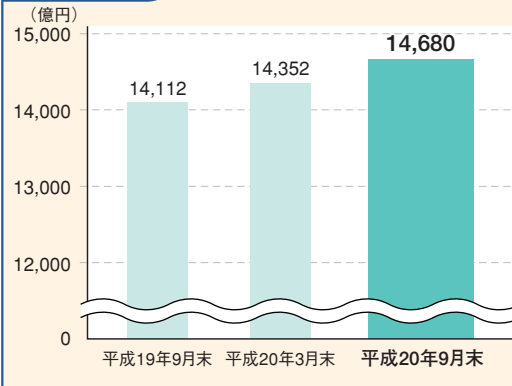
総預金残高



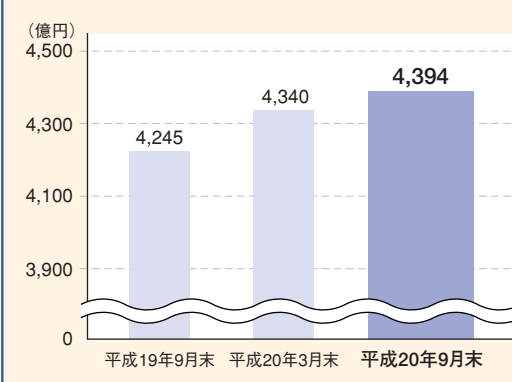
投資信託残高



総貸出金残高



住宅ローン残高



平成20年度
中間期の概況

経営・内部
管理体制等

中間財務
諸表等

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・
株主の状況

中間連結決算

自己資本の
充実の状況等
について

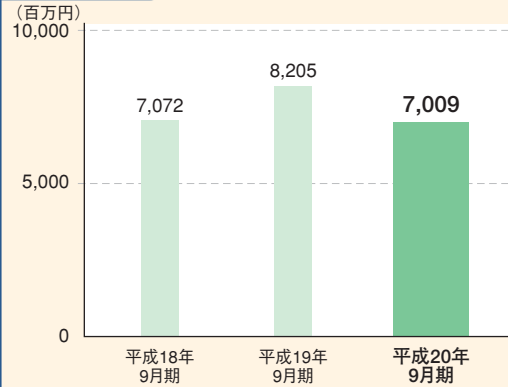
収益

当中間期の業績については、新規貸出先増強の取組み等により貸出金利息が157億40百万円と前中間期比1億32百万円の増加となりました。有価証券利息配当金についても増加し、資金運用収益は前中間期比1億8百万円の増加となりました。一方、預金利息の増加等により資金調達費用が前中間期比2億39百万円増加したことから、資金利益は前中間期比1億30百万円減少し170億87百万円となりました。投資信託販売については、金融市場の変動等の影響により減少し、役務取引等利益は前中間期比9億30百万円の減少となりました。これらにより、コア業務純益は、前中間期比11億95百万円減少し、70億9百万円となりました。

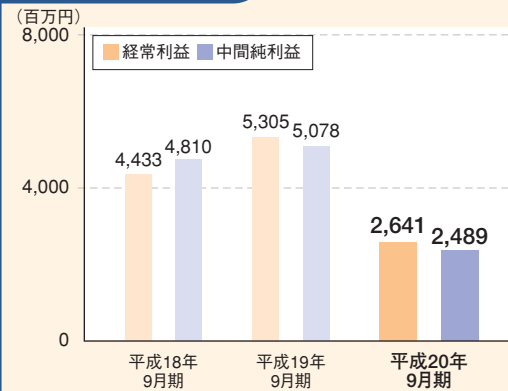
きめ細かな信用リスク管理の実施により貸倒償却引当費用は減少したものの、国債等債権償却の計上や株式等償却の増加により経常利益は前中間期比26億63百万円減少し26億41百万円となりました。中間純利益は前中間期比25億89百万円減少し、24億89百万円となりました。

*貸倒償却引当費用＝一般貸倒引当金繰入額＋不良債権処理額

コア業務純益



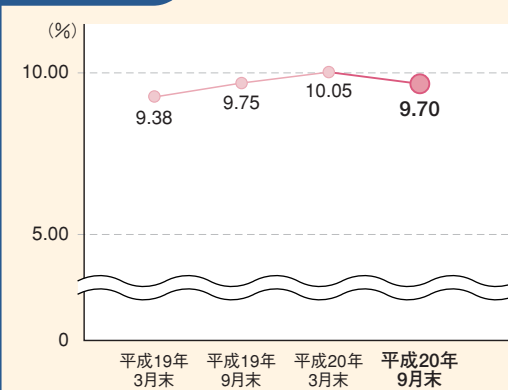
経常利益・中間純利益



経営指標

銀行経営の健全性をみるうえで、大切な指標である自己資本比率は、平成20年3月末比0.35ポイント低下しましたが、国内基準の4%を上回る9.70%となっております。経営の効率性を示す経営指標である修正OHR(※)は投資信託販売の減少により役務取引等利益が減少するなど、業務粗利益が減少し、70.89%と前中間期比9.82ポイント上昇しました。また、収益性の高さを示すROA(※)は、コア業務純益の減少等により前中間期比0.13ポイント低下し0.67%となりました。

自己資本比率



*自己資本比率は、平成19年3月期より新しい自己資本比率規制(バーゼルⅡ)に基づき算出しております。

*修正OHR(経費対修正業務粗利益率＝経費÷業務粗利益(除く国債等債券売買損益)×100)

一定の業務粗利益を得るために、どの程度経費がかかっているかを表わす指標で、値が小さいほど経営の「効率」の高さを示しています。

*ROA(コア業務純益ベース)(総資産利益率＝コア業務純益÷総資産期中平残(除く支払承諾見返)×100)

投下された総資産が利益(コア業務純益)を得るために、どの程度効率的に利用されているかを表わす指標で、値が大きいほど経営の「収益性」の高さを示しています。

自己資本比率算定明細表

(単位: %・百万円)

	平成20年3月末	平成20年9月末
1. 自己資本比率	10.05	9.70
2. 基本的項目	115,470	114,490
3. 補完的項目	12,268	11,978
(イ)うち自己資本に計上された再評価差額	—	—
(ロ)うち劣後ローン残高	7,500	7,500
4. 控除項目	76	130
5. 自己資本 2+3-4	127,662	126,338
6. リスクアセット	1,269,148	1,302,138
うちオンバランス	1,149,556	1,187,536
うちオフバランス	45,316	40,198
うちオペレーショナルリスク	74,275	74,404

当行グループの概況（連結）

損益の状況

当中間連結会計期間の業績につきましては、経営体質・財務体質のさらなる強化に努めてまいりましたが、厳しい経済状況の影響もあり、以下のとおりとなりました。

損益面におきましては、金融市場の変動等の影響を受けた投資信託販売の減少等による役務取引等収益の減少や株式等売却益の減少等に伴うその他経常収益の減少を主因に経常収益は、前年同期比13億51百万円減少して285億58百万円となりました。経常費用は、国債等債券償却の計上に伴うその他業務費用の増加や預金増強による資金調達費用の増加等により前年同期比13億19百万円増加して257億26百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比26億71百万円減少して28億32百万円となりました。この他、法人税等調整額が9億35百万円（取崩）となったことなどから、中間純利益は、前年同期比29億80百万円減少して23億20百万円となりました。

セグメント情報

事業の種類別セグメント状況につきましては、銀行業務において、貸出金利息や有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加した一方、投資信託販売の減少等に伴う役務取引等収益の減少や、株式等売却益の減少等により、経常収益は前年同期比8億16百万円減少の249億15百万円となりました。また、金融市場の変動の影響により株式等償却が増加したほか、国債等債券償却の計上や国債等債券売却損の増加等により、経常費用は前年同期比18億41百万円増加し22億77百万円となりました。これらにより経常利益は、前年同期比26億58百万円減少し26億37百万円となりました。新リース会計基準の変更の影響もあり、リース業務においては、経常収益が前年同期比4億66百万円減少して35億37百万円となり、経常費用は、前年同期比4億63百万円減少して36億49百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比2百万円減少して△1億12百万円となりました。その他業務においては、経常収益が前年同期比10百万円減少して23億84百万円となり、

経常費用は、前年同期比20百万円増加して20億2百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比31百万円減少して3億81百万円となりました。

資産、負債、純資産の状況

当中間連結会計期間末の預金残高は、個人預金等の増加により、前連結会計年度末比240億88百万円増加して1兆9,198億98百万円となりました。貸出金残高は、中小企業新規貸出の増強に努めた結果、前連結会計年度末比319億15百万円増加して1兆4,611億70百万円となりました。また、有価証券は、前連結会計年度末比109億19百万円増加して4,692億20百万円となりました。繰延税金資産は、将来減算一時差異等の減少による9億35百万円取り崩し発生等により、309億57百万円となりました。純資産の部につきましては、金融市場の変動の影響を受けてその他有価証券評価差額金が81億55百万円のマイナスとなったことを主要因に純資産の部合計は前連結会計年度末比25億62百万円減少し、1,194億32百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前中間純利益が36億円、貸出金の増加が319億円、預金の増加が240億円、コールローン等の減少が123億円あったことから営業活動によるキャッシュ・フローは19億円の減少となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有価証券の売却・償還による収入1,254億円、有価証券の取得による支出1,410億円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは165億円の減少となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

劣後特約付借入金の返済による支出が18億円、配当金支払いによる支出が14億円、自己株式の取得による支出が0.1億円あり、財務活動によるキャッシュ・フローは32億円の減少となりました。この結果、当中間連結会計期間の現金及び現金同等物の中間期末残高は、前中間連結会計期間比43億円減少の341億円となりました。

平成20年度
中間期の概況経営・内部
管理体制等中間財務
諸表等

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・
株主の状況

中間連結決算

自己資本の
充実の状況等
について

経営の基本方針と対処すべき課題

経営の基本方針は、主要施策の確実な実行を通じて、企業理念である「地域とともに・お客さまのために・親切の心で」を徹底して実践することで、地域金融機関として地域のお客さまのお役に立ち、信頼され支持される銀行となることとあります。

全行員・スタッフが全力で業務に邁進し、経営課題への挑戦を成し遂げることで、当行のビジョンである「少数精鋭・高収益で地域に信頼されるコアバンク」を実現し、株主の皆さま、お取引先の皆さま、そして市場や地域社会からの信頼、ご期待にお応えしてまいります。

地域密着型金融の恒久的な取組み

地域密着型金融への取組み方針

平成19年11月に「地域密着型金融の恒久的な取組み」を策定し、公表いたしました。地域金融機関として地域密着型金融を継続的に推進していくことが、当行の経営理念である「地域とともに、お客さまのために、親切の心で」に叶うものであるとの考え方にに基づき、地域の中小企業・個人事業主及び個人のお客さまの資金ニーズに積極的に応え、円滑な資金供給に努めるとともに、新商品の開発等サービスの向上に努めてまいりました。

具体的には「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化」「事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底」「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」の3つの大項目を柱として取組んでまいりました。

地域密着型金融の数値目標の進捗状況 (平成19年4月～平成20年9月)

取組み項目	数値目標 (平成19年4月～21年3月)	平成19年4月～20年9月の実績	進捗率(%)
各種ベンチャー企業の表彰制度への推薦	10社	4社	40.0
各種講演会、セミナーの開催数	50回以上	45回	90.0
創業・新事業支援融資	—	121件、1,377百万円	—
営業斡旋、ビジネスマッチング等の提案件数	500件以上	402件	80.4
経営改善支援取組み率(注1)	—	12.9%	—
経営改善支援先に対する経営改善計画策定先数	20先以上	23先	115.0
経営改善支援先に対する債務者区分ランクアップ率(注2)	20%	13.1%	65.5
再生計画策定率(注3)	—	4.1%	—
事業再生に向けた取組み先数(注4)	10先以上	4先	40.0
個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資	—	「動産・債権譲渡担保融資」・・・20年度上期実行13先、4,242百万円 「ノンリコースローン」・・・同3件、350百万円 「財務制限条項活用融資」・・・同7件、1,250百万円	—
千葉県が推進する「社員いきいき!元気な会社宣言企業」登録企業数増加への応援	200社増加	115社増加	57.5
インターンシップの開催	50名以上	49名	98.0
職場体験学習の開催	10回以上	9回	90.0
年金等ライフプランニング相談会参加者数	5,000名以上	3,708名	74.1

(注1) 経営改善支援取組み率=12.9%〔経営改善支援先267先(期初正常先を除く)/期初債務者数2,069先(期初正常先を除く)〕

(注2) 経営改善先に対する債務者区分ランクアップ率は、平成19年度下期に選定先の見直しを実施したため、平成19年度下期以降のランクアップ率を計上しております。平成20年度上期までに経営改善支援先267先(平成20年度上期に選定基準に基づき19先追加、期初正常先を除く)に対し35先の債務者区分がランクアップしております。

(注3) 再生計画策定率=4.1%〔中小企業再生支援協議会計画策定先数11先(期初正常先を除く)/経営改善支援先267先(期初正常先を除く)〕

(注4) 中小企業再生支援協議会支援決定、千葉中小企業再生ファンド活用、DES・DDSの活用、再生企業に対するエグジットファイナンス実行等の先数

資産・財務の健全性向上

不良債権処理から「再生」「良化」への転換

平成20年度上期は、原材料高騰及び株安・円高の急激な進行、建設・不動産関連の業況悪化等により開示債権額が増加し、開示債権比率は平成20年3月末比0.17ポイント上昇いたしました。そのような中で当行は、地域金融機関としての責務である「お取引先企業の成長段階に応じた支援強化」を念頭に置きつつ、事業継続性・再生の可能性を十分見極めたうえで、経営改善支援・事業再生支援に積極的に取組むとともに、財務体質健全化を図るため不稼動資産の売却等による有利子負債の圧縮等のアドバイスを行っております。

また、不良債権新規発生を最大限防止すべく、貸出時チェック項目の厳格化及び返済原資確保に向けた「資金用途確認管理」の徹底、貸出先のモニタリング態勢を強化しております。

引き続き、半期毎の「支店SB会議（SB＝資産の健全化）」で決定した個社別方針に基づき不良債権削減に向けた取組みを継続するとともに、地域金融機関としての恒久的な重点施策として経営改善支援・事業再生支援等の地域密着型金融を推進し、開示債権比率3%台の早期達成に取り組んでまいります。

融資業務の高度化・効率化

融資業務の高度化・効率化に向けた「融資統合管理システム」が、平成19年4月から運用開始となり、格付・自己査定、四半期開示のシステム対応が可能となりました。さらに次のステップとして、平成20年4月より稟議の電子回付が実現いたしました。これらにより営業店・本部の融資業務は大幅に効率化され、その結果、お客さまとのリレーション強化に向ける体力が増強されております。また、「融資統合管理システム」の稼働により、必要な信用リスクに関するデータの蓄積が可能となりました。今後も融資業務の高度化・効率化に取り組んでまいります。

実践力とマネジメント力重視の人材育成

「成長と変革への挑戦」による「新ちば興銀」の創造を実現すべく、お客さまとのリレーションのより一層の強化を目指し、実践力の向上とマネジメント能力アップを重視した人材育成に引き続き努めてまいります。具体的には、お客さまの高度化・多様化するニーズに的確にお応えできるコンサルティング営業力の強化に重点を置いた事業金融強化プログラムやローン研修の充実・強化を図るとともに、市場金融部や審査部、営業統括部ナレッジセンターといった専門性の高い部署でのトレーニー研修を引き続き実施し、さらなる実践力の向上を図ってまいります。また、長期的展望に立ち、行員の能力発揮と次世代を担うべき管理者の育成を目的とした教育プログラムの充実を図ってまいります。

子会社・関連会社の収益等の動向

当行グループ全体の財務内容の強化を図るため、各社の業務拡大とリスク管理の強化を進めてまいります。さらに、子会社の統合によるコスト削減と業務の効率化を推進し、関連会社の自立経営体制を整備してまいります。今年の1月1日には、経営資源の有効活用、経営効率化を図り経営基盤を強化するため、当行の子会社である千葉保証サービス株式会社とちば興銀ユーシーカード株式会社を合併し、ちば興銀カードサービス株式会社といたしました。

今後とも、お客さまのお役に立つ総合金融サービスの提供に一段と注力してまいります。

平成20年度
中間期の概況経営・内部
管理体制等中間財務
諸表等

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・
株主の状況

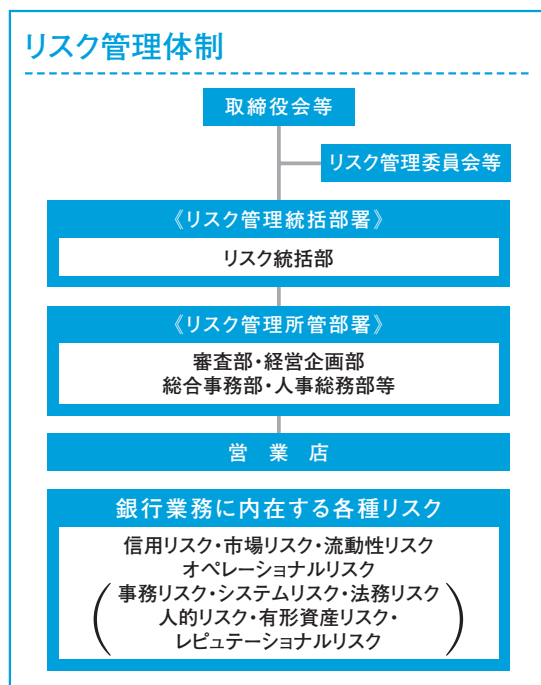
中間連結決算

自己資本の
充実の状況等
について

リスク管理・コンプライアンス等守りの確立

リスク管理の強化

当行は、リスク管理を経営の重要課題として位置付け、銀行業務に内在するリスクの規模、質に応じた適切なリスク管理体制を構築のうえ、リスクを正確に把握し適切に管理することにより経営の健全性の維持・向上に努め、経営基盤をより強固なものとするをリスク管理の基本方針としております。主要なリスクについて、管理規程、所管部署を定め管理する体制とするとともに、各所管部署が管理しているリスクを統合的に管理する体制としてリスク統括部を設置するほか、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置しております。今後とも、リスク管理の実効性向上に向け、体制の強化等に取り組んでまいります。なお、当行のリスク管理体制は次のとおりです。



コンプライアンス態勢の拡充

銀行の持つ高い公共性、社会的責任の重さに対する認識のもと、コンプライアンスについては重要な経営課題であると位置付けております。

取締役会の諮問機関であるコンプライアンス委員会は代表取締役を委員長として、原則2カ月毎に開催しており、コンプライアンス態勢の実効性向上のための議論を経営陣の参加のもとに組織横断的な見地から行っています。また、コンプライアンス委員会では年度毎の当行全体の実践計画である「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況をチェックし、全行的な改善にむけた取組みの推進を図っております。

各部室店にはコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を配置するとともに、全職員に「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、各職場レベルでの定着化を図っております。各部室店単位の「コンプライアンス・プログラム」は半期毎に策定され、その実施状況についてはリスク統括部が全営業店を臨店してフォローするとともに、各営業店の実情に応じたきめ細かい指導を行う運営としています。

平成19年9月より金融商品取引法が施行されておりますが、当行では「金融商品勧誘方針」を定め、お客さまのニーズにあった適切な営業活動を行っていただくための行内ルール、教育研修体制の整備を図っております。平成20年1月にはリスク統括部内に臨店指導担当のチームを新設し、各営業店を定期的に巡回して金融商品販売の実務指導にあっております。

平成20年2月には「インサイダー取引未然防止規程」を改定し、お取引先から業務上入手した重要情報が不公正な金融商品取引（いわゆるインサイダー取引）に利用されることのないよう、管理を強化しております。

お客さまの個人情報の保護に関しては、個人情報保護法や金融庁ガイドラインを踏まえた各種安全管理措置を実施し、情報管理態勢を整備しております。また、全従業員を対象とした情報管理研修を毎年行い、情報取扱ルールの徹底を図っております。

今後も社会環境の変化に対応した法令等の制定・改正等について、その趣旨を十分理解し、確に対応すべく、行内への周知徹底を図り、コンプライアンス態勢をさらに充実させてまいります。

「お客さま保護態勢」の構築

当行では、地域のお客さまからの信頼・ご期待にお応えしていくためには、お客さまの視点から業務の適切性を確保するとともに利便性の向上を図っていくことが大変重要であると考え、「お客さま保護等管理の基本方針」を定め、「商品等説明管理」「お客さまサービス管理」「お客さま情報管理」「外部委託管理」の4分野を中心としたお客さま保護への取組みを行っております。

「商品等説明管理」の分野においては、お客さまに対して商品・サービスの説明及び情報提供を適切かつ十分に行っていくために、各種マニュアルの整備や教育指導体制の強化を図っております。

「お客さまサービス管理」の分野においては、お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望等に適切かつ十分にお応えしていくために、営業店から本部へお客さまの声を報告する体制を強化するとともに、行内における対応状況の管理を行っております。平成20年4月には「お客さまサービス推進室」を「お客さまサービス部」に昇格させ、人員体制を強化しております。

「お客さま情報管理」の分野においては、お客さま情報の漏洩を適切に防止するために、「コンプライアンス・プログラム」における情報管理への取組強化、コンピュータ・システムに関連する各種対応、研修による情報取扱ルールの徹底等を行っております。

「外部委託管理」の分野においては、当行が外部に委託している業務に関するお客さまへの対応が適切に行われるために、委託業務の状況を定期的かつ必要に応じて随時確認する運営としております。

経営陣及び関係部署の長を委員とする「お客さま保護等管理委員会」を原則四半期毎に開催し、関係部署が年度毎に策定する実践計画の進捗状況をフォローするとともに、各分野の現状・課題・改善策等について審議を行っております。

今後も組織横断的な取組みのもと、お客さま保護等の一層の向上に努めてまいります。

事業等のリスク

当行及び当行グループの事業その他（投資家の投資判断上重要と考えられる事項を含む）に関するリスク要因となりうる主な事項は以下のとおりです。統合リスク管理体制を構築のうえ、リスクの所在、規模、質に応じた適切なリスク管理に努めております。

主として財務面に係るリスク

・不良債権処理等に係るリスク

景気変動、取引先の業態悪化、不動産価格の下落等による担保・保証価値の下落等によって、与信関係費用のさらなる計上等の追加的損失が発生する可能性があります。

・保有資産等に係るリスク（市場リスク）

株価・金利動向により、保有有価証券に係る評価損・売却損等の追加的損失が発生する可能性があります。

事業戦略や業務運営に係るリスク

（事業・競争戦略リスク、オペレーショナルリスク）

・業務範囲の拡大に伴う新たなリスクの発生

規制緩和により新しい分野へ業務範囲を広げており、経験したことのない新たなリスクに直面する可能性があります。

・重大な事務リスクの発生

不適切な事務処理、あるいは事務処理上の事故等により、業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

・個人情報等の漏洩

多くのお客さまのお取引を通じて多量の個人情報保有しており、コンピュータ・システムへの外部からの不正侵入や事故により、個人情報が外部に漏洩した場合、信用を失墜し業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

金融界を取巻く諸環境の変化に係るリスク

・法律、会計制度や規制の改正

法律、規制、会計制度、実務慣行等に従って実務を遂行しており、これらの改正や運用方針の変更により業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

・金融業界の競争激化

規制緩和等により他業態から金融業への参入が可能となり、金融業界の競争が激化する恐れがあります。

・災害等の発生

主要な事業拠点やシステム拠点がある地域において大規模地震等の災害が発生した場合、業務運営に支障を来す恐れがあります。

・風説・風評の発生

銀行業は預金者等お客さまからの信用を基礎としているため、事実に基づかない風説・風評が発生した場合、業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

平成20年度
中間期の概況

経営・内部
管理体制等

中間財務
諸表等

損益の状況

経営諸比率

営業の状況

資本の状況・
株主の状況

中間連結決算

自己資本の
充実の状況等
について

コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

当行は、企業活動の価値観の拠り所として、また活動を展開するうえでの判断基準として企業理念を定めております。企業理念である『地域とともに、お客さまのために、「親切」の心で』は、当行の存在意義、経営姿勢、行動規範を示したものであります。

この企業理念の実践と併せて企業倫理を確立するために千葉興業銀行倫理憲章を制定し、当行の内外に公表するとともに、役職員全員の行動基準と位置付けております。

倫理憲章は、「健全な経営と揺るぎない信頼の確立、法令やルールの厳格な遵守、地域の発展への貢献、反社会的勢力との対決、経営情報の公正な開示」の5項目からなっております。この倫理憲章の趣旨を踏まえ、コンプライアンス委員会、リスク統括部を設置し企業倫理の実践態勢、法令等遵守態勢を整備しております。

また、経営方針や経営成績及び財政状態等、企業情報のディスクロージャーやアカウンタビリティ（説明義務）等の充実に努めるとともに、意思決定、執行等に係る体制として、経営の最高意思決定及び監督機関である取締役会、頭取・CEOを議長として銀行業務執行に係る重要事項を審議する経営会議に加え、具体的な執行に係る企画等に

ついては、頭取からの権限委譲により副頭取・COOと経営執行委員会に委ねる体制とすることで、経営の透明性確保と経営の迅速化に重点を置いたガバナンス体制を構築しております。

千葉興業銀行倫理憲章

1.健全な経営と揺るぎない信頼の確立

千葉興業銀行は、銀行のもつ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼を確立します。

2.法令やルールの厳格な遵守

千葉興業銀行は、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行します。

3.地域の発展への貢献

千葉興業銀行は、地域の総合金融機関として、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて地域の経済・社会・文化の発展に貢献します。

4.反社会的勢力との対決

千葉興業銀行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

5.経営情報の公正な開示

千葉興業銀行は、経営情報を積極的かつ公正に開示し、広く社会とのコミュニケーションを図り、透明な経営を行います。

当行のコーポレート・ガバナンス体制

